

## 水辺と生活からみた都市史研究の方法

沼尻 晃伸

## 一、はじめに——「環境史」とは？

沼尻と申します。どうかよろしくお願いいたします。

早速報告に入ります。今日の報告の課題は、近年研究が試みられている「環境史」に関してです。私自身は、「環境史」という言葉を積極的に使えるような自己の研究蓄積がないのですが、近年の研究で使われている「環境史」という意味で、かぎ括弧つきで「環境史」とレジюмеに記しました。その「環境史」の研究を批判的に検討しつつ、そこでの関心を現代都市史研究に引きつけ、先行研究の考察と個別事例を通しての実証を踏まえて、その方法と今後の研究課題を模索することがこの報告の狙いです。報告では、特に水辺と都市生活という点に注目して考察を進めていきたいと思っております。

このような課題を設定した私自身の問題関心とは、河川

史苑（第七一巻第二号）

や林野など、前近代から地域の諸団体により維持・管理されてきた身の回りの環境というものが、近代代の過程でどのような共同性あるいは公共性のもとで維持され、あるいは都市化・工業化の過程で破壊されてきたのか。また、その際に、新たな公共性は、どのように創出されてきたのか。否かという点にあります。そこで、このような問題関心に基づき、近年の研究史を検討していきます。

近年、「環境史」の名前のついた研究書や論文などは急激にふえてまいりました。最近の研究動向に関して言えば、佐野静代氏の研究が参考になります。欧米における environmental history で重視された生業活動と、そのもとの景観形成ということに佐野さんは着目され、この研究の重要性を指摘しています（佐野静代「日本における環境史研究の展開とその課題——生業研究と景観研究を中心として」『史林』八九巻五号、二〇〇六年）。『歴史評論』

においても、二〇〇四年度に「環境史」に関する特集を組んでいます。植物生態学が専門の本谷勲氏は、山川の日本史リブレットで『歴史としての環境問題』（山川出版社、二〇〇四年）という本を著しています。また、理系の研究者を中心に「環境史」の概説書がいくつか刊行されています。

私自身が専門とする近現代史の分野となりますと、例えば足尾鋇毒問題に関する研究ですとか田中正造研究などといった、近代史には研究蓄積が多いのですが、現代の都市史、さらに言えば戦後の都市史となつてきますと、意外に研究は少なく、平野孝氏が兵庫県の西宮におけるコンビナート反対運動についてまとめた研究が刊行され（平野孝『都市の内乱』日本評論社、二〇〇八年）、私自身も論文を最近書き始めているという状況であります（沼尻晃伸「高度経済成長前半期の水利用と住民・企業・自治体」『歴史学研究』八五九号、二〇〇九年）。

さて、ここでは、自然科学系の研究、なかでも本谷さんの著作の紹介をしておきます。本谷さんの本の大まかな筋というのは、公害に伴う環境汚染の拡大（産業公害）について論じたうえで、人間の諸活動に伴う野生動物の消滅を取り上げ、人間と自然との関係が思想・社会レベルでどのように展開してきたかを明らかにしています。本谷氏は「環

境問題というのは現在進行形の社会問題」であり、公害もなくなっていないという見解をとっています。マクロ的に見た場合に、大変勉強になる本なのですが、他方で、いくつかの疑問も生じます。たとえば、産業公害などが生じる以前から、住民と「環境」との多様な関係というものは歴史的に存在したと私には思われます。公害問題など、いわゆる環境問題の最も先端的な最も人の健康に直接被害を及ぼす問題のみに着目するあまり（もちろんこのこと自体大変重要な事ですが）、それ以前からある人間と「環境」との多様なかわりが逆に見落とされる危険はないでしょうか。先に紹介した、西宮のコンビナート反対運動を取り上げた平野氏の研究も同様の傾向が見られます。平野氏の場合、逆にコンビナート阻止に成功した住民運動を取り上げ、そこに二一世紀的価値を先取りした性格を見出すのですが、住民運動を現在の価値に引きつけて切り取ってしまうと、運動の基盤となつている、地域における住民と「環境」との多様なかわりの歴史的な性格や、そのこととの関わりで当該住民運動を歴史的に評価する視点が失われてしまうように思います。泉桂子氏の研究のように（泉桂子『近代水源林の誕生とその軌跡』東京大学出版会、二〇〇九年）、都市の水利用との関係で近代東京、横浜、甲府の水源林を歴史的に追究する研究も現れています。近代以降における、

林野や河川などの利用と都市住民の生産・生活との多様な関連自体が、歴史学の課題としてさらに追究されてよいように思うのです。

このように考えてみると、そもそも私たちの身近な環境（林野や河川）を維持管理する主体は日本の歴史の中にどのように存在していたのでしょうか。それを可能にする共同性・公共性とは、どのようなものだったのでしょうか。さらにいえば、そのことは、近世以前と近代以後とで、どのように変化したのでしょうか。私自身の問題関心からすれば、このような住民と身近な環境との関係史のなかに、戦後の都市化、工業化の過程を位置づけたく考えているのです。

そこで本報告では、都市を対象として、身近な環境と住民の生産・生活との関係の中で、特に「水辺利用と都市生活」にテーマを絞りたいと思います。ここで、テーマを単に「水」といわずに「水辺」としているのは、「水辺」と表現することで、土地所有・利用と水資源の利用の双方の問題を把握することを念頭に置いているからです。工業用水や水道水など資源としての水の側面のみを問題とするのではなく、住民が実際に水辺に足を運んで水を利用する（あるいは河川敷を利用する）ことの考察を通じて、そこから生み出される当該段階の住民の社会性（共同性）や、その社

会性の土台となっている、住民の「私」の性格を考えていきたいと思えます。

報告は、以下の二点を検討します。第一に、土地制度史に立脚しつつ、近現代史の先行研究に即して分析方法を模索するという点です。土地制度史に対象を定めたのは、私自身の専門領域であるということとともに、土地や水の利用など、環境との関係を古くから考えてきた学問領域だからです。その上で、第二として、高度成長期における水辺利用と生活との関係の変化についての若干の実証的考察を、兵庫県尼崎市を対象として進めます。

## 二、「環境史」の方法的検討

ここで取り上げる文献は、丹羽邦男氏が執筆した『土地問題の起源』（平凡社、一九八九年）という書物です。丹羽邦男氏は、地租改正研究の第一人者として著名な方です。この書物には「村と自然と明治維新」という副題が付されており、水辺の所有・利用を考える上で手がかりとなる著作と考え、取り上げました。

本書で、丹羽氏は、明治初年の土地所有との関連で「どうしても、村・部落という共同体を一つの単位にしてみなければいけない」、「日本のばあい、『近代的土地所有権』

という土地に対する別の考え方が国家法によってもちこまれた。これが明治維新であった。しかし、常民にとつて、自分たちがつくった部落の法が、国家の法に優先する。部落の法によって、自分たちの生産・生活がなりたっているからである。（中略）明治以降の常民の生産と生活は、国家法と部落法とのたたかひの歴史であった」ということを述べています（以上三、四頁）。所有と利用が有機的に結びついた近世の土地所持と、維新政府が設定した地租改正に基づく近代的土地所有権との異質性を指摘しています。

丹羽氏は、特に水辺利用について議論しているわけではありませんが、海から観た土地利用という意味で取り上げているのが、魚附林です。丹羽氏は大阪府の魚附林を取り上げ、「漁民の言に依れば…森林は海面を陰翳し、海中をして魚類の愛好する暗蒼色たらしめ、…いわし等の如き弱小なる魚族をして来りて敵を避け餌を求め棲息休憩せしむ、而して又他の比較的強大なる魚族も、其の好餌たるべき小魚族の饒多なる與其他ノ食餌の豊富とに依り、好んで来遊し（中略）人皆此の森林を保護して以て今日に至れり」（一九一頁から重引。原史料は農商務省水産局『漁業と森林との関係調査』一九一一年）と紹介しています。そして、「海岸森林の利用は、林業あるいは農業の面からのみ考えるべきではなく、むしろ、農林業的な土地利用を抑制

することが必要なのである。近世にあつては、漁民の共同体規制がこれを行つてきたのであつた」点を指摘しています（一九二頁）。

これに対して、「近代的な土地所有権は、個人の排他的な土地所有関係を強制することによって、村内各種土地の有機的な土地利用関係を切断し、従来の私的所有地の持つ共同地的性格を否定した」（二二五頁）点を丹羽氏は強調します。そして、「太平洋戦争の敗戦を契機にして新たな民主社会が形成されたが、それにもかかわらず、われわれは、明治維新以来のものをなお引き継いでいる。その一つが土地所有の問題である」（三〇三頁）というように、現代の土地問題の起源を明治維新に求めようとするのです。本書は、今から二〇年前の一九八九年刊の書物です。当時の日本は、地価、株価の高騰のなかでの「バブル経済」にわかかえっていました。土地を資産とみる当時の風潮に対しての批判としての意図を、明確に持った書物でした。しかし、現在読み直してみると、内容的には、「環境史」的議論を既に展開しているようにも思います。とりわけ本書で興味深いのは、魚附林など、近世の土地利用の多様さに注目している点です。

しかし、氏の議論はいくつかの問題点も抱えているように思います。第一に、本書は農山漁村と土地利用との関連

が主なのですが、都市部の問題が論じられていない点です。これは地租改正史研究が農村部を中心に進められてきたことと関係があるように思われますが、バブル期の問題を関心に据えるのであれば、都市の土地問題も別途検討する必要があるように思われます。第二に、地租改正の影響力の大きさはわかるのですが、丹羽氏が言うように、生産や生活が変わるとともに「部落法」も変化するならば、明治維新で分析を閉ざすのではなく、むしろ近代以降の地域末端レベルでの利用と所有の関係——それも農村部のみならず都市部も含めて考えていく必要があります。第三に、その際に重要になってくると思われるのが、「共同体」と「私」との関係についてです。丹羽氏の議論では、「近代的土地所有権」と「共同地的性格」をもつ「従来の私的所有地」とを対置させ、後者に対する前者の優越を説くところで議論が終わってしまうのですが、地域のなかの「私」の性格自体も近代以降大きく変化すると考えれば、近代以降の地域末端レベルでの利用と所有の関係を考察する際に、「私」の歴史的性格に留意する必要があります。

そこで、以上の議論をまとめますと、丹羽氏の議論を継承すべき点として、多様な利用を実証的に捉えようとする点、さらには、国家と社会との関係を重視し、「国家法」と「部落法」との対立という枠組みを提起した点を挙げることに

できます。さらに、克服すべき点として、地租改正の重要性に留意しつつも、その後の歴史過程を踏まえる必要があるように思います。すなわち、「国家法」に属する政策的契機としては、公法の移植過程が現代史の課題となってきました。また「部落法」の世界に即して言えば、利用主体の「私」の変化の契機を組み込むことが重要であるように思います。このような視点からの実証的追究は、現状の価値基準を単純に歴史にあてはめることで評価する「超歴史的」な「現代史」「環境史」から脱却することを可能にする、一つの方法ではないかと思うのです。

### 三、高度成長期における水辺と都市生活の変容

そこで本報告の後半では、高度成長前半期、すなわち一九五五年から六〇年代前半にかけての、都市内部の多様な水利用——例えば川での水遊びですとか洗濯ですとか——を具体的に提示し、それらの担い手と水利用が行われる水辺とはどのような場であったのかを明らかにすることを通じて、前半部分で述べた方法論の有効性を具体的に検証し、今後の課題を提示していくこととします。なお、ここで取り上げるのは専ら社会レベルでの変化であり、「国家法」に関する検討に立ち入ることができない点を予め申し

上げておきます。

対象都市は、兵庫県尼崎市を設定し、河川としては主に武庫川とその河川敷を取り上げます。尼崎市は、第一次世界大戦期後から工業化に伴って急激に人口が増える典型的な都市でありまして、第二次世界大戦後も、一九五〇年が約二十八万人、一九六〇年が約四〇万六〇〇〇人、一九七〇年が約五五万四〇〇〇人と、急激に人口が増加していることがわかります。この間、市域の変更はありませんので、実増ということになります。また、武庫川は、兵庫県を流れる二級河川で、兵庫県が管理している川です。宝塚市、伊丹市などを流れ、河口付近の東側が尼崎市、西側が西宮市となります。以下、新聞の地方版を用いながら考察を加えていきます。

表1をご覧ください。水泳・水遊び、洗濯などによる河川や河川敷利用に関する主要な記事を、ここに集めておきました。

最初に、確認しておきたいことは、一九五〇年代の半ばぐらいの記事ですと、水遊び場としての水辺というものが新聞では報じられています。表1 No.1は、水辺で遊ぶ子どもたちの写真をメインにした記事で、「水だ！水だ！ほころぶ春」という見出しがついています。写真のキャプション冒頭には以下のこと記されています。「パイ煙と騒音にう

み疲れた子供たちの足が武庫川の堤防を駆け下りる。初夏の息吹さえするきょうこのごろ。どこかで桜がほころんだ——なんて感傷は子供たちにはない。『水だ』『水だ』。これは、武庫川の水辺が子どもたちの遊び場となっていて、新聞がこのことを積極的に報道しているとみてよろしいかと思えます。

これに対して、その後武庫川の水辺での水泳・水遊び禁止の記事が出てくるようになるのですが、それがいつ頃からかといえますと、一九五八年頃です。最初にきっかけとなってくるのが、赤痢の発生でした。武庫川河川敷には空襲罹災者や生活困窮者など約一二〇〇〇人がバラックに居住し、ばた屋（ごみ・廃品回収業者）などで生計をたてており、水道もない状況でした（以上、岡本静心編『尼崎の戦後史』尼崎市役所、一九六九年、三一二〜三一三頁）。この地区で赤痢が発生した際に患者が持っていたものを川で洗ったということで、尼崎市が武庫川での洗濯と水泳を一週間禁止するという措置をとりました（表1 No.4）。このような期間限定で洗濯や水泳などを市が禁止するということは、それ以前からもあったかもしれませんが、詳しくはわかりません。ただ一九五〇年代ですと、これ以前の時期には、あまりみられません。

もっとも、同時代においてこの市の政策には批判があり

表1 武庫川での水泳、水遊び、洗濯、河川敷利用に関する主要記事 (1955年～61年)

史苑  
(第七一卷  
第三号)

No.	記事掲載年月日	見出し	出典
1	1956年 3月19日	「水だ！水だ！ほころぶ春」	b
2	1958年 6月 6日	「水を求めて」	a
3	1958年 7月 6日	「水泳の危険区域は34カ所 夏休みの指導方針決る 夜は九時までに帰宅 中学校生徒指導協が通達」	a
4	1958年 8月21日	「武庫川での水泳、洗たく禁止 ただし1週間、疫病 で死んだ幼児の汚れ物洗う」	a
5	1959年 7月 4日	「ここで泳ぐな」(危険個所に尼崎西署、防犯協会が立 て札)	b
6	1959年 7月19日	「父兄が毎日監視 武庫川の水難防止に 尼崎大庄東 中の育友会」	b
7	1959年10月22日	「お役に立つ武庫川河原 続々と許可申請 牧草地、 運動場、流行の運転練習場も」	b
8	1960年 7月 4日	「水泳禁止の立て札の下で 泳いだ二人が水死 警告 無視のカップたち」	b
9	1960年 7月22日	「子どもから水を守ろう 始まった父兄パト 武庫川 警官も休み返上して」	b
10	1960年 7月24日	「愛の水辺パトロール ママさんたち立ち上がる 伊丹 汗だくで事故防止へ」	b
11	1960年 8月 6日	「武庫川で泳ぐな 尼崎青少年協が警告 川底の変化 多く危険」「また武庫川で水死 今年で11人目 魚と りの学童」	b
12	1961年 5月18日	「ここで泳いではいけません 水の季節前に尼崎で 12カ所に立て札 今年も愛のパトロール 一人も犠牲 者出さぬ 尼東防犯協」	b
13	1961年 5月28日	「水魔から子供守ろう 尼崎東青少年愛護婦人会 パト ロール始まる」	b
14	1961年 6月12日	「暗い水のシーズン きたない海水浴場 安心なのは プールだけ」	b
15	1961年 7月22日	「ここで泳いではダメ 夏休み第一日の武庫川危険区 域 おかあさんパトロール」	b

出典) a = 『神戸新聞』尼崎版, b = 『神戸新聞』阪神版

注) カッコ内は、引用者による注釈。

ました。『神戸新聞』尼崎版の一九五八年八月二九日付の新聞記事では、「不法占拠地を意識？武庫川の赤痢禍に対する市の防疫策 付近住民からの批判の声」という見出しで、住民が「武庫川の河川敷を不法に占拠し、県、市からもたびたび立退きを勧告されて」おり、市衛生局が取った防疫対策もこれを意識していたため、このことが「赤痢蔓延を引きこした一つの原因になったと見られる点があるので、同地区の近くに住む人々の一部から批判の声があがっている」との記事が紹介されています。つまり、もともと不法占拠している地域だからということで、市行政がこの地域に対する衛生策、例えば水道を引くとかそういうことは一切行わず、そのうえ実際に防疫対策というものが後手に回って赤痢が広がったという批判が「付近住民」から出ていることを、新聞が報じたのです。これらの新聞記事は、当該地区に対する様々な偏見が織り込まれていることにくれぐれも注意する必要がありますが、ともかく赤痢の発生を契機に、市が武庫川の水利用に規制をかけた点を指摘しておきます。

今の話とは少し違った文脈で、一九五九年ごろから、「水泳禁止地区」という立て札が河川敷の各所で設置されるようになってきます（表1参照）。これは、このころから武庫川での水泳の死者が増えてくるという事情があるように

す。この点については、また後で申し上げます。それに伴って、河川敷へのパトロールが開始されるようになります。パトロールは警察とか防犯協会が行う場合もありますし、中学校友会という学校関係の保護者の団体が行う場合もあります。当初は、当時の呼び方で言えば「父兄」によって行われておりましたが、一九六〇年ぐらいから女性のパトロールへの参加を報じる記事が見られるようになります。その場合は、新聞記事では「ママさん」とか「おかあさん」とかという呼び方でできます。「おかあさんパトロール」とかそんなような表現で呼ばれています。

こうやって禁止の立て札が設置され、パトロールを始めますが、水死者は増加していくわけです。武庫川で遊泳中の子ども二人が水死したことを報じた一九六〇年七月の新聞記事（表1 No.8）によれば武庫川での遊泳中の死者はこの年だけで一人出ているということです。すなわち、遊泳禁止は決して徹底されていませんでした。この記事によれば、『あぶないところ、ここでは泳ぐな——甲子園署』の標識が二本立っているが、数百人の子どもたちが標識には見向きもせずに泳いでいた。おとなたちもまじっていた。…この日阪神電鉄橋付近の武庫川だけでも千数百人が泳いでいた」と報じています。また、一九六〇年八月『神戸新聞』阪神版（表1 No.11）によれば「尼崎には適当な海水



浴場がないため、いきおいこの川に代用を求める人が毎年激増。平日で五千人、日曜日には一万人ものカップ連でにぎわい、これに比例して犠牲者も増えている」と報じています。最初に申し上げましたように、この時期、都市の人口は急激に増加しております。その人口増加に比例して水辺利用者が増加しているということが、遊泳中の犠牲者増加の背景の一つとして指摘できそうです。

このような問題が生じる中で、新たな「水辺」ということで、プールへの関心の高まりが、新聞記事に取り上げられるようになってきます。

高度成長に入るぐらいの時期である一九五〇年代半ばですと、プールへの認識は一九六〇年代とはだいぶ異なります。そのことを示すものとして、『神戸新聞』尼崎版（一九五五年七月二七日）記事を、以下に挙げておきます。「売春婦が洗たくまで 学校プールの悩み深刻 二十六日朝、尼崎東署へ同市浜小学校（中略）から「夜間学校プールへ付近の工員や売春婦が水浴にきてこまる」と訴えた。市内の公立学校でプールのあるのは小学校八、中学一、高校三だが、難波、開明、長洲校などは、いままで売春婦はじめ一般市民が石ケンを持ってきてプールで身体を洗い、ひどいのは汚れものを洗たくする始末。このため学校側は、子どもたちが悪い病気に感染せぬよう水を変え、カルキで

消毒するなど大騒ぎしてきた」。ここで誤解のないように言っておきたいことは、「工員」「売春婦」がプールで身体を洗い洗濯をしたという話が出てきていますけれども、それはあくまでも小学校側の主張であり、それをもとにした新聞の報道であるということです。そもそも誰がプールで水浴や洗濯をしていたのか、正確なところは学校関係者でもわかるように思えません。むしろ注目したいことは、学校関係者（あるいは新聞）の側が「工員」「売春婦」と対比させてプールは「衛生的」であるという観念を持っていることがわかる点です。

同時に、注目したいことは、一九五〇年代半ばですと、この事例に即していえば、プールが従来の水辺利用と同様に用いられてしまっているということです。つまり、誰がやっているのかはわかりませんが、石けんを持ってプールで水浴するとか、洗濯物をするとかいうことが実際に行われていたという事実です。そばに川がなければ、プールを利用できれば便利ということかもしれません。このような在来の水辺利用と同じ発想で、プールが利用されてしまっているという点が、一九五〇年代らしさがでていて興味深いと思うのです。

その後、武庫川等の河川での遊泳が危ないということになってきますとプールの利用が積極的になってきます。比

較的早い事例では、「PTA・町会が管理 小田南中のプール 子供たちに開放」という内容の記事が載っています（『神戸新聞』尼崎版一九五六年七月二二日）。この中学校は武庫川からは離れていて、神崎川のそばです。私の不勉強で確認できていないのですが、神崎川の水利用ができないから、この地区では一九五〇年代からプールを利用しているのでは考えております。ここは今後実証が必要です。注目したいことは、それを学校頼みにするのではなく、学校自身もそこまではできませんので、「PTAがプールの水代約五万円を負担し、役員が交替で毎日二十人出て、先生や救護所の役を奉仕する」という記事に示されるように、PTAと町会が費用と労力を出しているという点であります。

三番目の事例として、室井一子という保護司としての經歷を持つ人が、子供たちに安全なプールをつくらうとして、近くのばた屋に廃品を持っていつて売り、そのお金を積み立ててプールをつくるという計画を紹介しておきます（『神戸新聞』阪神版、一九五九年七月三日）。室井という人は、ばた屋を生業とする住民の生活支援にもかかわらずいる人物なのですが、そのことと関連付けてプール建設を自ら行おうとする、このような記事も見られるようになってくるのです。

しかし、プール利用について、以下の新聞記事にも留意する必要があります。「尼崎中央署管内の学警連絡協議会は十日午後一時から尼崎中央署で開かれ、小、中、高、十七校の校長と、担当先生、PTA、児童委員と婦人指導員の地区代表、市教育委員、市青少年協および同署係官ら五十一人が出席、夏休み対策を話しあった。まず子供たちの水泳については①プールのある学校（竹谷、開明、難波、北難波の四小学校、市立尼崎、県立尼崎の二高校）はプールのない他の十一校にプールを貸すよう努力する。②伝染病のはやる季節なので、プールの水はよく入れかえてきれいにする。ただ水不足でプールをいっぱいにするのに三日もかかるため、適当にカルキを投入して消毒する。③海水浴には必ず保護者同伴でかける。④不潔な身なりをしたものが夜間に侵入、学校プールに飛び込んで水浴しているが、警察では夜間の「プール・パトロール」で厳重に取り締まる——などを申し合わせた」（『神戸新聞』阪神版、一九六一年七月一日）。

すなわち、警察署に、警察関係者と教員、PTA、市の教育委員、児童委員などが集まってプールの利用の仕方について協議をしているのです。プールが十分整備されていないものですから、警察がプールの利用を積極化しようとして音頭をとって学校長やPTA代表らに指示しているこ

とがうかがえます。すなわち、プールの利用というものは単純に自主的に行われているのではなくて、警察ないし行政主導の形で行われている側面も理解できるわけです。

川での遊泳に代わってプールの利用が奨励されることと並行して、武庫川河川敷の利用自体も、一九五〇年代以降、変化していきました。先ほど述べましたように当時武庫川河川敷には約一二〇〇人が居住しており、約半数の世帯の生業がばた屋でした。これらの住民が、一九六一年の強制執行によって河川敷の外へ立ち退かされることになったのです(前掲『尼崎の戦後史』)。その一方で、新たな河川敷利用ということで、公園や牧草地、自動車教習所といったものが、申請されることとなります(表1 No.7)。県有地としての河川敷の利用の変化も重要な問題ですが、時間の都合もあるので、以上の事実の指摘だけにとどめておきます。

さて、今回の報告は一九六〇年代前半までの考察が中心ですが、高度成長後半期の展望を述べておきたいと思いません。

阪神地区で言いますと、この後、海水浴場が閉鎖されていくこととなります。芦屋の海水浴場の閉鎖は一九六四年、香櫨園、甲子園の海水浴場の閉鎖が一九六五年でした(『朝日新聞』尼崎版、一九六五年七月一日)。また、武庫川で

の遊泳全面禁止については、一九六六年の新聞記事では見出されないのですが、一九六八年の段階で「今年も武庫川での遊泳を全面的に禁止」とかかれています(『朝日新聞』尼崎版、一九六八年七月二二日)、一九六七年ころからではと推定されます。この点も、さらに実証が必要です。なお、記事によっては、六六年ぐらいいから学校関係の団体としては遊泳禁止というように報じています(『朝日新聞』尼崎版、一九六六年七月一五日)。

しかし、実際には、高度成長後半期に至ってもなお、武庫川では遊泳者は存在していました。新聞記事では、「今シーズンから阪神間の海水浴場が閉鎖されたため、同川へ水泳に出かける子供たちが激増、夜間、仕事が終わってひと泳ぎという大人もあり、数日前の水死者もその一人であった」(『朝日新聞』尼崎版、一九六五年七月三〇日)と報じています。この記事は、武庫川での遊泳禁止直前の実態がわかるものですが、阪神間の海水浴場が閉鎖されてしまったために、武庫川へ遊泳に出かける子供たちがますます増加し、夜間仕事が終わった後泳ぐ大人もいて、それで水死者が出たことがわかります。海水浴場の閉鎖というのは、海水の汚染が理由なのですが、武庫川は水質が保たれていたのです。その理由なども、今後研究しなければいけない点です。また高度成長期は一年一年の変化が非常に激

しいため、武庫川のこの状況が一九七〇年代に入っても続いているのかどうかは微妙です。少なくとも六七、八年ですと、遊泳全面禁止でありながら、実際には泳いでいる人が存在することが新聞記事からわかります。

一例をあげれば、遊泳禁止後も「危険な川で泳ぐ子ども達」プールより楽しい」という記事があります（『朝日新聞』尼崎版、一九六六年八月五日）。武庫川で泳ぐ子供たちに記者がインタビュし、プールより川の方が楽しいと子どもが話している点を紹介しています。あるいは大阪市内からわざわざ武庫川まで泳ぎに来る人が出てきていることも新聞で報じられています。大阪市内で泳ぐ場所がなくなってしまうので、武庫川に泳ぎに来るということが問題になっていたようで、市や警察が中心となって組織された武庫川水難事故防止協議会において、同協議会に招かれた大阪市関係者に武庫川の遊泳禁止をPRしてほしいということを頼むようなことすら行われていたのです（以上、『朝日新聞』尼崎版、一九六八年七月一二日）。

また、パトロールについて重要なことは、「毎日十数人のアルバイト監視人と少年補導委員のおかあさんたちが朝十時ころから午後五時までパトロールしている」という新聞記事にみられるように（『朝日新聞』尼崎版、一九六六年八月五日）、「おかあさん」だけでなく、アルバイト

もパトロールの主力として登場するようになっていきます。このことは、水辺利用の管理が次第に外部化されていくという意味で、重要な点ではないか考えております。

#### 四、結びに代えて

最後に、本報告の後半で述べました、尼崎市における水辺利用に関して考察したことをまとめて、結びに代えたいと思います。

私は、高度成長期における水辺利用の変化に関して、特に夏場の遊泳に注目し、「川での遊泳からプールの利用へ」というような仮説を立てながら史料をみていきました。

その変化を促す論理は、二つありそうだと考えました。一つは、「衛生」上の理由です。これは海水浴場に関してはそうです。但し、「衛生」上の理由には、貧困問題や偏見が伏在している点に着目する必要がある点を述べました。そしてもう一つは、「安全」面です。武庫川では水死者が続出しておりましたので、「安全」面ということでした。「安全」に関しては、パトロールの官治的性格と実際の担い手の変化に注目しましたが、この「衛生」と「安全」によって、川での遊泳がプールの利用へとというように変わっていったのではないかと、仮説を一応たててみたわけです。

しかし、実際には、川での遊泳とプールの利用は同時並行的に進んだのではないかとように考えています。すなわち、プールの利用は広がるのですけれども、川での遊泳が直ちになくなるわけではない。これは、武庫川の場合、水質汚濁が進まなかったことが直接的な原因としてあると思います。同時に、大都市近郊における高度成長期の人口増加ということも、非常に大きく関係しているように思います。その結果、この時期、水辺の利用というものが、なお高度成長期ですと、都市部では続いていく場合もあったのではないかと思われるのです。

そうであるとなれば、例えば地理学の研究において、森瀧健一郎氏が、高度成長期に水資源の利用というものは水道を通してだんだんと近くの水から遠くの水へと変化していくという重要な指摘をしています（森瀧健一郎『河川水利秩序と水資源開発』大明堂、二〇〇三年）、他方、水・利用ということを検討していきますと、高度成長期をさらに丁寧に検討していく必要があるということになります。武庫川のように、水質汚濁が直ちに進まない場合、一九七〇年代以降に検討時期を延ばしていく必要があるように思われるのです。

また、水辺あるいはプールのパトロールの担い手の変化という側面も、とても重要だと思えます。すなわち、一方

で、夏場の水難事故防止という面から、警察とか防犯協会が推進役を担っていて、そういう意味では非常に官治的であるわけですが、他方で、自主的に地域の住民がパトロールを担っている部分もある。しかもそれも非常に多様でありまして、男性がやる場合もあれば、次第に女性が「お母さんパトロール」というような形で動員されることもある。そう考えると、水辺利用の担い手は、自主的なのか「上から」動員されているものなのか、さらにジェンダーの視点からみた場合にどのように理解していけばよいのか。問題が絡まり合っていて難しいのですけれども、これらをさらに検討していく必要があります。六〇年代後半におけるパトロールの外部化傾向という事実注目すれば、水利用が住民ではない外部に委託されていく側面もかいま見ることができるとは思います。

さらに付け加えて述べれば、プールの中でも学校のプールや市営プール以外に、阪神パークのような、企業が運営するプールもこの時期でできます。つまり企業による「レジャー施設としての水辺」の創出も、この時期に見られるようになってくるわけです。そうなると、同じプールでも、レジャー施設に行つて、消費者として遊ぶというようなプールもあれば、保護者（ここの性別も重要なのですが）がいろいろな団体に動員される側面をもちつつ自ら監督す

水辺と生活からみた都市史研究の方法（沼尻）

るプールもある。水利用を維持していく担い手を念頭に置いて考えれば、そういう点も見えていかねばいけないと思います。

それから、きょうの報告の中で、余りきちんと言えなかったのですけれども、「衛生」問題や河川敷自体の再開発の問題を通して、住民が立退きを迫られる問題、すなわち差別と貧困の視点から、都市のなかの水辺の歴史を考察することも、欠かすことができない課題であるように思います。

本日の報告は、まだ研究の途中経過にすぎません。戦前の歴史との関連なども、これから考えていかねばなりません。ともあれ、都市史研究というものは、「環境史」的に見れば、水辺や雑木林など、都市の身近な環境の所有と利用に関する実証研究、さらにはそれらを維持する、あるいは破壊する、そして従来の水辺の機能を代替していく主体を踏まえた実証研究が、今後必要となっていくのではないかと。そういう研究を踏まえることによって、現在の環境問題を、身近な社会の問題として歴史的に位置づけていくことが可能になるのではないかと考えています。本日の報告を踏まえれば、高度成長期に水辺利用が直ちに変わったわけではないように思われます。そうなると、高度成長期のみならず、一九七〇年代から八〇年代の研究というものも必要になってくるように思います。それらの研究を踏まえ

て、現状の我々の地域を歴史的に理解する一つの道筋が見えてくるのではないか。そのような問題提起を最後に述べて、報告を終わりにしたいと思います。ご静聴ありがとうございます。

（本学文学部教授）